

平成19年度介護保険特別会計決算状況

| 歳 出 | |
|---------------|-----------------|
| 総 務 費 | 6,356万4,626円 |
| 保 険 給 付 費 | 21億3,006万8,160円 |
| 財政安定化基金拠出金 | 218万9,705円 |
| 地 域 支 援 事 業 費 | 7,692万3,733円 |
| 基 金 積 立 金 | 4,115万4,501円 |
| 予 備 費 | 0円 |
| 諸 支 出 金 | 2,793万7,370円 |
| 合 計 | 23億4,183万8,095円 |

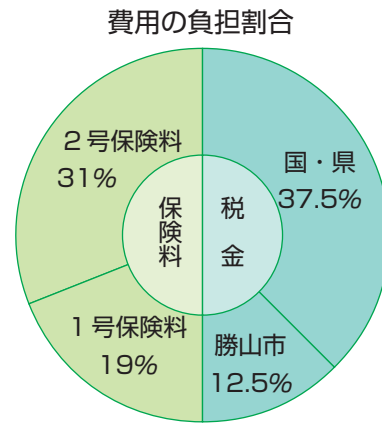
※歳入と歳出の差額60万9,250円は、平成20年度に繰り越しました

| 歳 入 | |
|---------------|-----------------|
| 保 険 料 | 3億8,647万8,650円 |
| 使用料および手数料 | 1万7,750円 |
| 国 庫 支 出 金 | 5億2,555万3,881円 |
| 支 払 基 金 交 付 金 | 6億9,208万1,167円 |
| 県 支 出 金 | 3億4,305万9,249円 |
| 財 産 収 入 | 13万7,308円 |
| 繰 入 金 | 3億5,660万7,095円 |
| 繰 越 金 | 3,777万1,456円 |
| 諸 収 入 | 74万 789円 |
| 合 計 | 23億4,244万7,345円 |

歳出（支出）
 介護給付費 要支援・要介護認定を受けてサービスを利用されたときに、保険で負担する9割のサービス費と、それらをサービス提供事業者などに支払うために必要な審査支払手数料
 地域支援事業費 高齢者が「要支援・要介護状態」になることを予防し、住み慣れた地域で自立した日常生活を行うことができよう、支援する事業にかかる費用
 財政安定化基金拠出金 国・県・保険者で積み立てている基金の保険者（勝山市）負担金

歳入（収入）
 介護保険特別会計の主な歳入は、保険料、支払基金交付金、国・県の支出金、勝山市一般会計からの繰入金などで占めています。介護サービスの給付を行うために必要な財源は、保険料や国・県・市の負担となっています。
保険料 65歳以上の1号被保険者
支払基金交付金 40歳から64歳までの2号被保険者保険料

平成19年度介護保険特別会計決算状況



65歳以上のかたの平成20年度の介護保険料が決まりました。保険料額は本年度の市・県民税課税状況や前年中の所得状況に応じて決められます（下図）。7月中旬に介護保険料の本徴収のお知らせをする予定です。
問 健康長寿課（☎87・08888）

保険料は大切な財源
 介護保険サービスにかかる費用の負担割合は、左のグラフのとおりです。65歳以上のかたが納める1号保険料は、制度運営の財源の約19%を占める大切なものです。制度の健全な運営のために保険料の納付にご協力をお願いします。

65歳以上のかたへ 平成20年度介護保険料のお知らせ

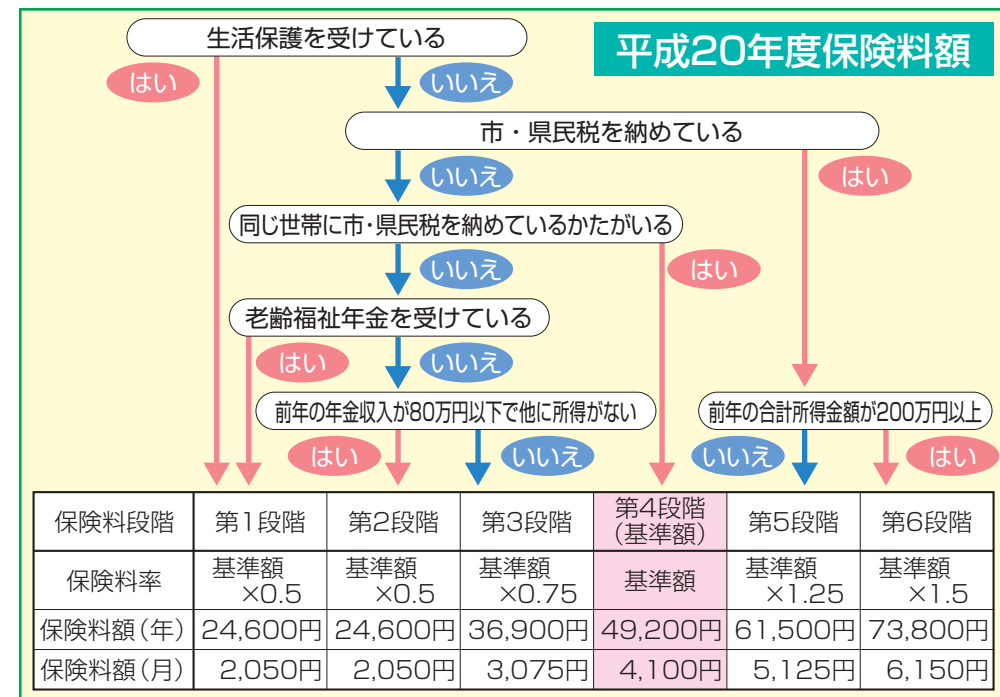
保険料の納付にご協力を

保険料の納め方は？

特別徴収 年金（老齢・退職・遺族・障害年金）が年額18万円以上のかたは、年金の定期払い（年6回）の際に、その受給額からあらかじめ保険料が差し引かれます（天引き）。
 4月、6月、8月は、前年度2月分と同じ保険料額を納めます（仮徴収）。ただし、6月、8月の仮徴収額は2月に徴収した額とは変更することがあります。
 10月、12月、2月は、前年の所得などをもとに確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いて3回に分けて納めます（本徴収）。
 ただし、前年度中に65歳になったかた、転入したかたは、年金額に関係なく本年度9月分までは納付書で納めます。
普通徴収 年金（老齢・退職・遺族・障害年金）が、年額18万円未満のかたは、納付書で期日までに金融機関などを通じて納めます。
 納付にあたっては、口座振替が便利です。通帳と届出印を持って、金融機関でお申し込みください。

保険料の減額

保険料が第3段階で、次の要件全てに該当するかたは、第2段階の額に減額します。
 ①年間収入額が、1人世帯の場合は90万円、世帯員が1人増えるごとに40万円を加算した額以下である
 ②市・県民税課税者と、生計を一つにしていない
 ③市・県民税課税者に扶養されていない
 ④資産を活用するなどの自助努力にもかかわらず、生活が困窮している
 ・世帯員全員の預貯金の合計額が150万円以下であること
 ・世帯員全員が原則として居住用以外の資産（土地・家屋）を所有していないこと
 ⑤介護保険料を滞納していない
 ⑥市・県民税などを滞納していない



あなたの保険料は？

基準額をもとに、前年の所得に応じて保険料が決まります。
 勝山市の基準額は4万9,200円/年（4100円/月）です。税制改正によって保険料段階が上がったかたは、激変緩和措置が適用されています。

勝山市介護保険運営協議会等委員のご紹介

同協議会は、介護保険に関する施策を円滑に運営することを目的としています。なお、同協議会委員は、左記の委員を兼ねます。
 （順不同、敬称略）◎会長、○副会長

市民代表（一般公募）
 朝井 輝夫（遅羽町蓬生）
 三谷 輝子（旭町2）
 大沢 芳乃（昭和町1）

学識経験者
 ◎竹下 治生（勝山市医師会会長）
 北川 晶子（勝山市議会産業福祉委員 員長）
 宮下 裕文（奥越健康福祉センター 医幹）

事業者代表
 ○平泉きみ枝（さつき苑苑長）
 坪川 信行（シルバークエア九頭竜施設 長）
 石井 孝幸（さくら荘総務課長）
 竹田 修（サンビューかつやま副施設長）

勝山市地域包括支援センター運営協議会委員
 坂川 慶介（学識経験者・奥越土木事務所勝山土木部建築主事）

問 健康長寿課（☎87・08888）

平成19年度 勝山市情報公開の実施状況

勝山市情報公開条例に基づき、平成19年度中に公文書などの開示請求のあったものについて、その状況をお知らせします。
 総数8件で、非開示となったものはありません。請求を受けたものは、入札や国有地に関する文書などでした。

平成19年度 情報公開実施状況

| 総数 | 受 理 件 数 | | 決 定 件 数 | | | | 不服申立 | 取り下げ |
|----|---------|----|---------|------|-----|-----|------|------|
| | 個人 | 会社 | 開示 | 一部開示 | 非開示 | 対象外 | | |
| 8 | 5 | 3 | 6 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |

部局別 情報公開実施状況

| 市長部局関係 | 教育委員会部局関係 |
|--------|-----------|
| 8 | 0 |

問 総務課（☎88・1116）